

男女府第 2055 号

平成 29 年 1 月 10 日

大阪府所管特定非営利活動法人 各位

大阪府府民文化部男女参画・府民協働課長

(公印省略)

特定非営利活動促進法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第七十号平成 28 年 6 月 7 日公布）の一部の施行に伴う特定非営利活動法人の定款変更について（お知らせ）

平素より、本府の共助社会づくりの推進にご理解、ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、昨年の通常国会で成立いたしました「特定非営利活動促進法の一部を改正する法律」（以下「改正法」という。）において、特定非営利活動法人（以下「NPO 法人」という。）に対して貸借対照表の公告義務が新たに規定されました（改正法第 28 条の 2 ※参考 1）。また、同条第 1 項では、NPO 法人は、同項に規定される貸借対照表の公告方法を選択し、定款において明らかにしなければならない旨規定されています。

現在、NPO 法人の公告方法につきましては、「法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載し
て行う。」と定款に規定されている実例が多いものと思われま
す。このため、定款を変更しない場合、貸借対照表の公告についても現行の定款に記載されている方法で行う必要があります。他方、貸借対照表の公告を現行定款の公告方法と別にすることは可能であり、その場合、大阪府へ定款の変更届出（※参考 2）を行う必要があります。

つきましては、別紙にて、現行定款の公告方法とは別に貸借対照表の公告方法を定める場合の定款への記載例をお示ししますので、定款変更をご検討される際の参考にしてください。

また、大阪府では、定款変更についての事前相談を受け付けますので、ご不明な点等ありましたら、男女参画・府民協働課までお問合せください。

なお、貸借対照表の公告に係る規定の施行日は、別途、政令で定める日（公布の日から 2 年 6 ヶ月以内）からとなります。それまでは、従前どおり「資産の総額」の登記が必要です。また、経過措置として、施行日以前に作成した貸借対照表で直近のもの（特定貸借対照表）についても公告する必要があります。詳細は同封の「特定非営利活動促進法改正のご案内」（内閣府作成）をご参照ください。

(※参考 1) 改正法第 28 条の 2 抜粋

第 28 条の 2 (貸借対照表の公告)

特定非営利活動法人は、内閣府令で定めるところにより、前条第一項の規定による前事業年度の貸借対照表の作成後遅滞なく、次に掲げる方法のうち定款で定める方法によりこれを公告しなければならない。

- 一 官報に掲載する方法
- 二 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法
- 三 電子公告 (電磁的方法により不特定多数の者が公告すべき内容である情報の提供を受けることができる状態に置く措置であって内閣府令で定めるものをとる公告の方法をいう。以下この条において同じ。)
- 四 前三号に掲げるもののほか、不特定多数の者が公告すべき内容である情報を認識することができる状態に置く措置として内閣府令で定める方法

(※参考 2) 定款の変更届出にかかる必要書類

	書類の名称	ページ※	部数
1	定款変更届出書 (様式第 6 号 (第 6 条関係))	109	1部
2	定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本 (コピー)	96	1部
3	変更後の定款	97	2部

※大阪府「特定非営利活動法人(NPO法人) 設立・運営の手引き」の該当ページ

大阪府「特定非営利活動法人(NPO法人) 設立・運営の手引き」及び届出書の様式等は、以下のホームページからダウンロードできますので、ご利用ください。

- ・大阪府「特定非営利活動法人(NPO法人) 設立・運営の手引き」

<http://www.pref.osaka.lg.jp/fukatsu/v-npo/v-npo-tebiki.html>

(定款変更届出の手続について、「第 4 章 NPO 法人の運営」107 ページから 109 ページに記載しています。)

- ・届出書の様式等

<http://www.pref.osaka.lg.jp/fukatsu/v-npo/v-npo-youshiki.html>

(「定款を変更する場合に提出する書類」の「ア 知事の認証が不要な事項の変更を行う場合」をご参照ください。)